



問 来年（令和9年）4月1日に改正が予定されている労働安全衛生規則第134条の3を見ていたところ、第3項が追加され、「前2項の規定は、法第45条第2項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中『事業者』とあるのは『個人事業者』と読み替えるものとする」となっていました。

なぜこの条文は、『事業者』及び『個人事業者』と読み替えないのでしょうか。

うか。安衛法第45条第2項の特定自主検査を実施しなければならぬ「事業者」を「個人事業者」と読み替えた場合、従来の「事業者」は特定自主検査の実施義務者から除外されるということにはならないのでしょうか。

答 2023年（令和5年）以降、個人事業者等に対する安全衛生対策が強化され、さまざまな法

追加条文（以下、「則第134条の3第3項」）のみを見ると、「事業者」が「個人事業者」に置き換えられ、「事業者」が除外されているように読めます。

この追加規定は「準用」規定と言われるもので、条文を借りてきて、必要な範囲で言葉や対象を置き換えながら適用するものです。意味合いとしては、類似のケースに

「追加工」の規定は、これまでどおり安衛法第45条第2項がそのまま適用される形で残っているもので、追加条文は「個人事業者」だけに適用する必要がある、「個人事業者」とだけ読み替える形になっています。

追加条文が「前2項の規定は、『個人事業者』に対しても法第45条第2項の規定を適用する」とせず、「準用」としたの

特定自主検査の実施義務者

令措置について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対して

も労働者と同等の保護措置を講じることが事業者等に義務付けられる法改正が行われてきました。

ご質問の労働安全衛生規則第134条の3についても、これら一連の法改正に基づく改正の一つで、根拠条文である労働安全衛生法第45条第2項も改正されています。

必要な修正を加えて使用するという規定です。

追加条文は、この「準用」規定であり、実施が義務付けられたのは、本来の「特定自主検査」ではなく、「特定自主検査」

的なものと考えます。「特定自主検査」的な検査を、個人事業者用に新設準用した条文で実施すること義務付けています。

一方、従来の「事業者」が実施する「特定自主検査」

は、実施する検査が「特定自主検査」そのものではなく、特定自主検査類似のものだと区別するため、「準用」規定が使われたと考えられます。

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者等に義務付けられる法改正が行われた理由は、最近個人事業者やフリー

ターが増えてきているということ以外にも、令和3年5月に出された石綿作業従事者等による国家賠償請求訴訟の最高裁判決で、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことが背景にあります。

これら一連の改正は、ご質問のあった「特定自主検査」以外にも、「構造規格や安全装置を具備していない機械の使用禁止」、「安全衛生教育の実施」、「注文者の配慮」、「混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大」、「業務上災害報告制度の創設」、「作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け」など、幅広い分野で事業者等への措置義務を設けています。

（豊田労働基準協会専務理事 山脇薫）



厚生労働省
「労働安全衛生法及び
作業環境測定法改正
のポイント」